

# 田原市 上下水道事業の概要

・水道事業及び下水道事業の取組みについて

田原市上下水道部

\* 上下水道事業は公営企業会計を適用しており、『料金収入』で事業を運営しています。

# **1 . 水道事業の概要**

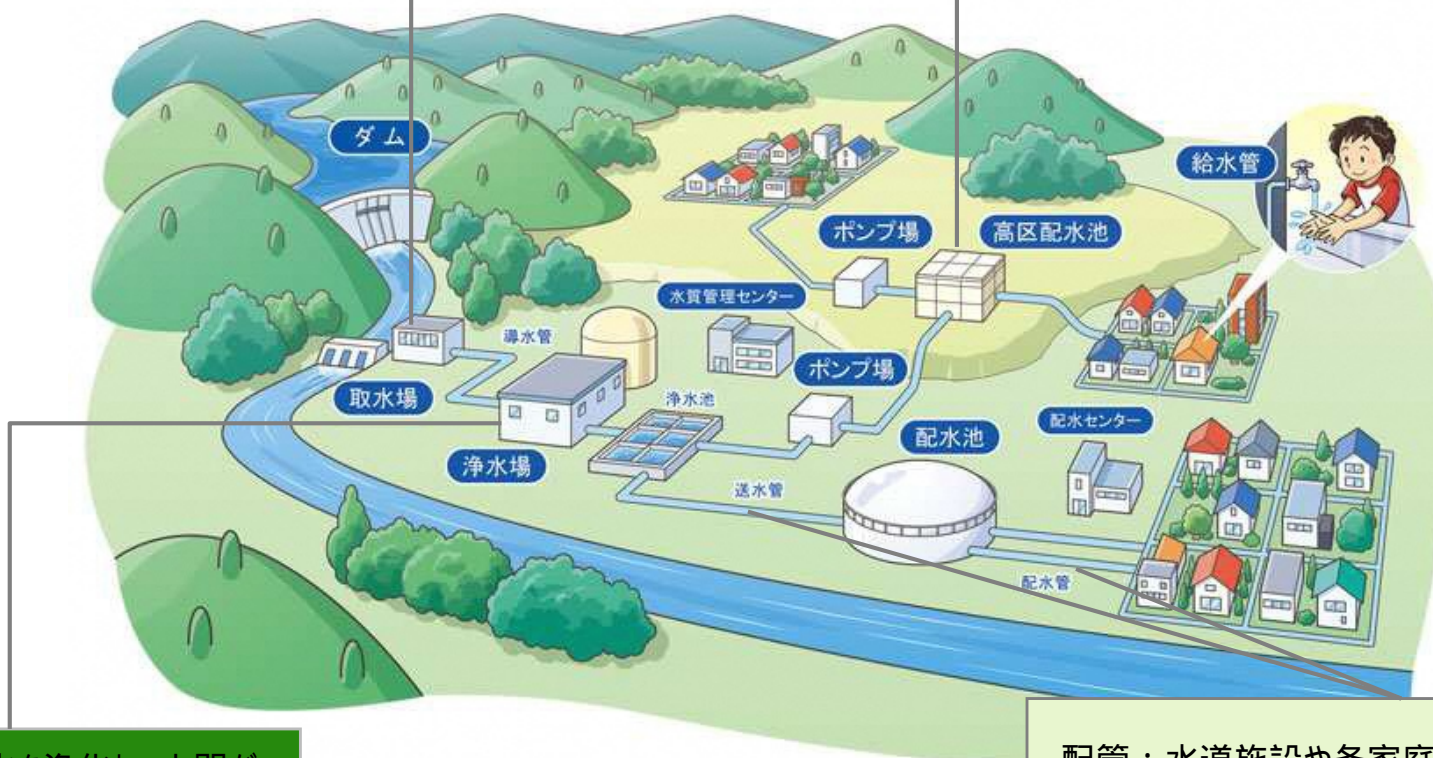
# 上水道は私たちに生活用水を供給する重要なライフラインです

## 上水道の仕組み

・上水道は、取水場、浄水場、配水池、配管の大きく4つの設備で構成され、私たちに絶えず安心・安全な水を供給しています。

取水場：川やダム、地下水などから水を集めて浄水場へ送ります

配水池：浄化した水を貯め、高低差を利用して利用者へ水を配ります



浄水場：集めた水を浄化し、人間が飲めるように消毒を行います

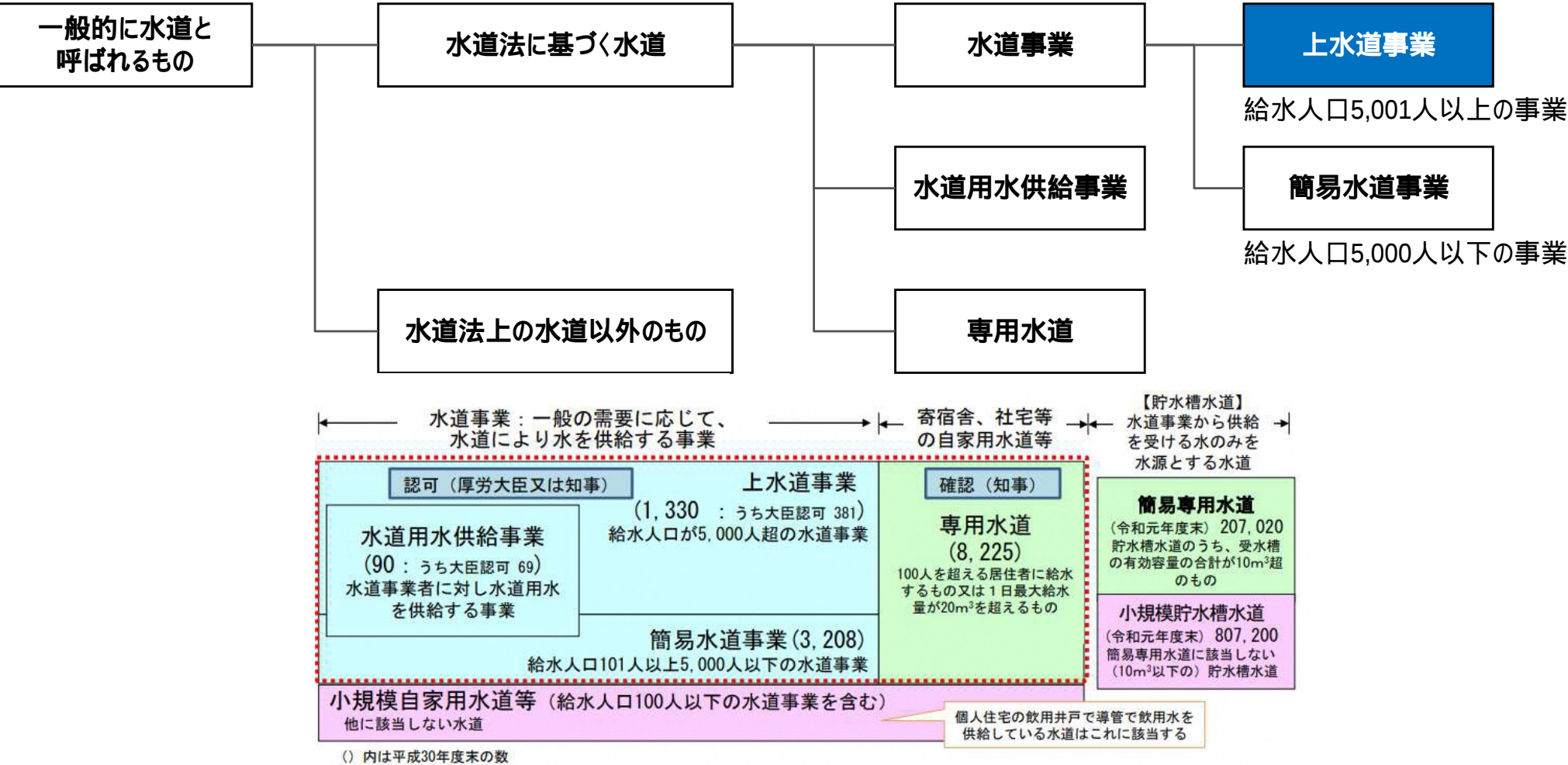
配管：水道施設や各家庭に水を配ります

(出典：政府広報オンライン)

# 田原市では水道法に基づく水道事業のうち、上水道事業が行われています

## 上水道の種類

・水道事業は規模の大小に応じて大きく2つに分類されており、田原市では「上水道事業」が行われています。



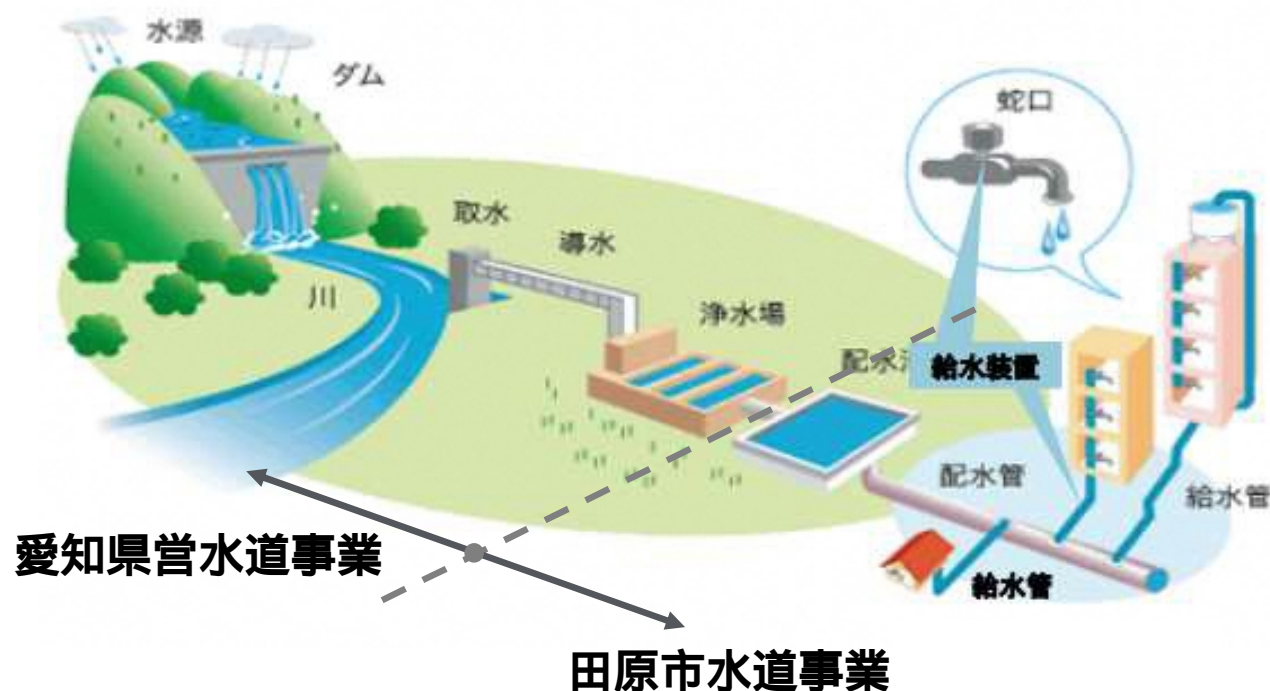
（出典：厚生労働省HPを加工）

# 田原市は水源のほとんどを県営水道事業により賄っています

## 上水道事業の概要と沿革（1/2）

- ・平成15年8月に田原町と赤羽根町が、平成17年10月に渥美町と合併し、現在の田原市水道事業となりました。
- ・田原市で使用される水道水は、ほとんどを豊川用水を水源とした愛知県営水道から購入しています。
- ・計画給水人口は66,100人、計画1日最大給水量は33,960立方メートルです。

図：田原市の水道事業イメージ



（出典：厚生労働省HPを加工）

# 田原市の水道事業の主な施設は築造後40年を経過しています

## 上水道事業の概要と沿革（2/2）

・受水場は3か所、配水池は9か所あり、管路延長は696千m（令和2年度末時点）、普及率99.9%とほぼすべての住民に水道水を供給できるように整備されています。

普及率 = 現在給水人口 ÷ 行政区域内現在人口

・主な施設は、下記のとおりです。すべての施設が昭和40～50年代に建設され、使用開始から40年以上を経過しており、施設の更新を計画しています。

| 施設名称     | 築造年度   | 更新予定年度 | 概算事業費<br>(用地費含む) | 経過年数 |
|----------|--------|--------|------------------|------|
| 小塩津配水池   | 昭和41年度 | 令和9年度  | 608百万円           | 56年  |
| 和地受水場    | 昭和48年度 | 令和16年度 | 355百万円           | 49年  |
| 東馬洗浄水場   | 昭和49年度 | 令和17年度 | 383百万円           | 48年  |
| 蔵王配水池    | 昭和49年度 | 令和17年度 | 419百万円           | 48年  |
| 蔵王加圧ポンプ場 | 昭和50年度 | 令和18年度 | 114百万円           | 47年  |
| 六連配水場    | 昭和53年度 | 令和21年度 | 1,074百万円         | 44年  |

（出典：田原市水道事業経営戦略P.12より、表2-3-2「田原市水道事業基本計画」を抜粋・加工、経過年数を追記）

# 水道事業の処理区域と施設の所在地は以下のとおりです

## 施設管内の状況



・田原地区は六連配水場、赤羽根地区は赤羽根受水場、渥美地区は和地受水場で、愛知県営水道より浄水の供給を受けています。

・自己水源として4本の井戸があり、県水と合わせて送水しています。

# 多額の改築・更新費用が見込まれています

## 固定資産の取得価額と耐用年数が到来する固定資産の推移

- ・昭和50年代に集中的に整備した固定資産が徐々に耐用年数を迎えるため、改築・更新投資の時期を迎えています。
- ・近年は年5億円の更新投資を行っていますが、耐用年数を迎えた固定資産が更新投資を上回っています。
- ・グラフは、整備時点の取得額の積算であり、更新時は物価上昇や技術革新による費用の増加が見込まれます。



（出典：固定資産台帳より作成）

# 有収水量は減少していますが、有収率は横ばいです

## 有収水量と有収率の推移

- ・給水人口（水道により給水を受けている人口）の減少により、有収水量（料金徴収の対象となった水量）は、減少傾向にあります。
- ・有収率は、約89%の一定水準で推移しています。

有収率：施設の稼働状況がそのまま収益につながっているか、施設効率を見る指標。100%に近いほど施設の稼働状況が収益に反映されている。

$$= \text{年間総有収水量} \div \text{年間総配水量} \times 100$$



# 管路更新率の改善のためには多額の更新費用が必要となります

## 【令和2年度決算】近隣団体・類似団体と比較した経営状況

- ・（1人あたり管路延長）田原市は11.50mであり、水道管の整備・更新には多額の費用が必要です。
- ・（管路更新率）近隣・類似団体と比較すると、令和2年度は水道管の更新割合が低い値となりました。



1) 近隣団体は、蒲郡市、新城市、豊橋市、豊川市、類似団体は、常滑市、犬山市です。

### 【参考】

- 1人あたり管路延長（m）：利用者あたりの水道管の長さ  
＝ 管路総延長 ÷ 給水人口
- 管路更新率（％）：年度に水道管を更新した比率  
＝ 令和2年度に更新された管路延長 ÷ 管路総延長 × 100

（出典：令和2年度公営企業年鑑より作成）

## 将来の改築・更新の財源の確保、平準化が必要です

### 投資面の課題

- 主要な施設や集中的に整備された水道管の利用期間が40年を超えており、平成29年度以降、約5億円の更新投資を継続していますが、耐用年数を迎えた固定資産をすべて更新できているわけではないため、同規模かそれ以上の改築・更新を継続していく必要があります。
- 経営の安定化や工事の人的資源確保のために、適切な資産管理（ストックマネジメント）を行い、優先順位付けによる投資計画の平準化が必要です。
- 安心・安全な水道水を供給するため、耐震・災害対策を目的とした整備の更なる拡充が必要です。

# 人口が大きく減少し、料金収入は減少傾向にあります

## 人口と料金収入の推移と見通し

- ・人口は平成29年の経営戦略策定時の予測よりも大幅に減少しています。
- ・人口の減少及び大口需要者の使用水量の減少等により、料金収入は減少傾向にあります。
- ・今後の人口減少に伴い、料金収入も減少を見込んでいます。



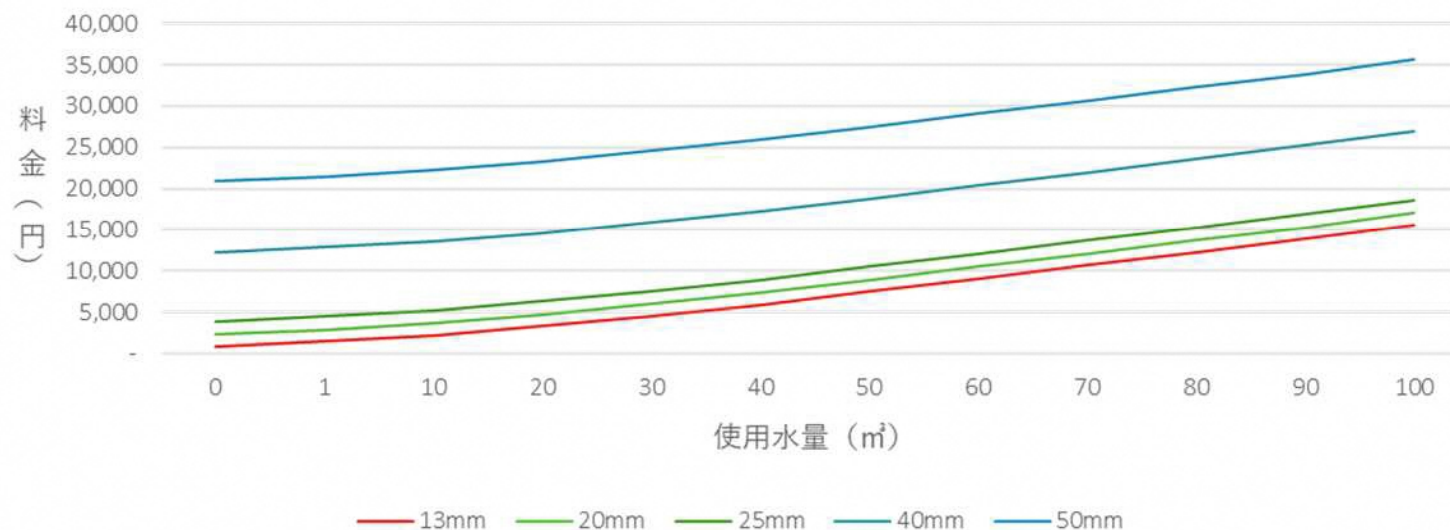
# 水道料金は固定料金と使用水量料金の2種類で構成されています

## 田原市の口径別料金の比較

- 固定料金：水道メーターの口径別に固定料金を設定しています。
- 使用水量料金：使用水量に基づく従量単価はすべての口径に共通の単価で計算します。

・田原市は多くの自治体と同じように、使用水量が増えると単価が高くなる料金体系（逓増制）です。

1 か月当たりの水道料金(口径別)



使用水量と料金の関係をみやすくするため、13mmから50mmをグラフの対象としています。

(出典：田原市HP水道料金表より作成)

【固定料金（1か月）】（円）

| 口径別   | 税込      | 税抜      |
|-------|---------|---------|
| 13mm  | 935     | 850     |
| 20mm  | 2,530   | 2,300   |
| 25mm  | 4,290   | 3,900   |
| 30mm  | 6,710   | 6,100   |
| 40mm  | 13,420  | 12,200  |
| 50mm  | 22,990  | 20,900  |
| 75mm  | 59,180  | 53,800  |
| 100mm | 110,990 | 100,900 |
| 150mm | 275,110 | 250,100 |
| 200mm | 506,330 | 460,300 |

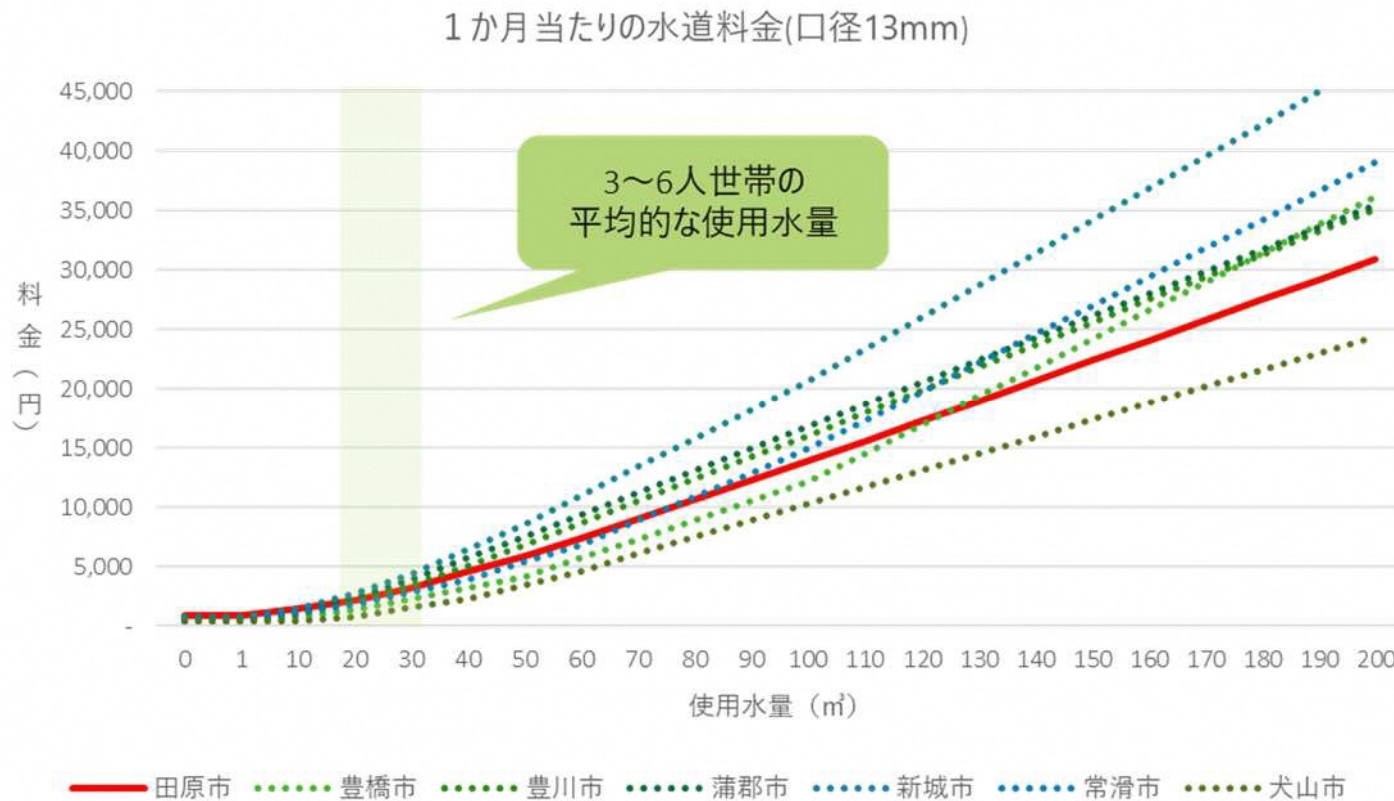
【使用水量料金（1か月）】（円）

| 使用水量     | 従量単価 |     |
|----------|------|-----|
|          | 税込   | 税抜  |
| 1-10m³   | 66   | 60  |
| 11-20m³  | 77   | 70  |
| 21-30m³  | 121  | 110 |
| 31-50m³  | 143  | 130 |
| 51-100m³ | 176  | 160 |
| 101m³以上  | 187  | 170 |

# 近隣・類似団体との比較では使用水量が多いほど安価に利用できます

## 近隣・類似団体との料金比較【口径13ミリ】

・近隣・類似団体と比較して、基本料金は高めです。使用水量料金の逡増度が低めに設定されているため、使用水量の少ない世帯では料金は高めであり、3～6人の世帯（20～30m<sup>3</sup>）では平均的な水準です。



【近隣・類似団体別 料金比較 (税抜)】

| 団体名 | [20m <sup>3</sup> ] 料金 (円) |
|-----|----------------------------|
| 田原市 | 2,150円                     |
| 豊橋市 | 1,370円                     |
| 豊川市 | 2,000円                     |
| 蒲郡市 | 2,400円                     |
| 新城市 | 2,690円                     |
| 常滑市 | 1,860円                     |
| 犬山市 | ( 家事用 ) 815円               |

| 団体名 | [30m <sup>3</sup> ] 料金 (円) |
|-----|----------------------------|
| 田原市 | 3,250円                     |
| 豊橋市 | 2,290円                     |
| 豊川市 | 3,400円                     |
| 蒲郡市 | 3,960円                     |
| 新城市 | 4,390円                     |
| 常滑市 | 2,870円                     |
| 犬山市 | 1,525円                     |

( 出典 : 各自治体HP水道料金表より作成 )

# 不測の事態が発生した場合に備えて財源を確保する必要があります

## 水道施設の地震による被害状況

・地震などの自然災害、水質事故等の非常事態が発生した場合でも、水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水を確保することが求められています。

・非常事態が発生した場合に備えて、速やかに復旧できる体制の整備と、事業を継続するための手元資金の確保が必要となります。

| 地震名等           | 発生日           | 最大深度 | 地震規模 (M) | 断水戸数     | 最大断水日数             |
|----------------|---------------|------|----------|----------|--------------------|
| 阪神・淡路大震災       | 平成7年 1 月17日   | 7    | 7.3      | 約130万戸   | 約3ヶ月               |
| 新潟中越地震         | 平成16年10月23日   | 7    | 6.8      | 約13万戸    | 約1ヶ月（道路復旧等の影響地域除く） |
| 能登半島地震         | 平成19年3月25日    | 6強   | 6.9      | 約1.3万戸   | 14日                |
| 新潟中越沖地震        | 平成19年7月16日    | 6強   | 6.8      | 約5.9万戸   | 20日                |
| 岩手・宮城内陸地震      | 平成20年6月14日    | 6強   | 7.2      | 約5.6万戸   | 8日（全戸避難地区除く）       |
| 駿河湾を震源とする地震    | 平成21年8月11日    | 6弱   | 6.5      | 約7.5万戸   | 3日                 |
| 東日本大震災         | 平成23年3月11日    | 7    | 9.0      | 約256.7万戸 | 約5ヶ月（津波地区等除く）      |
| 長野県神城断層地震      | 平成26年11月22日   | 6弱   | 6.7      | 約1.3万戸   | 25日                |
| 熊本地震           | 平成28年4月14・16日 | 7弱   | 7.3      | 約44.6万戸  | 約3ヶ月半（家屋等損壊地域除く）   |
| 鳥取中部地震         | 平成28年10月31日   | 6弱   | 6.6      | 約1.6万戸   | 4日                 |
| 大阪府北部を震源とする地震  | 平成30年6月18日    | 6    | 6.1      | 約9.4万戸   | 3日                 |
| 平成30年北海道胆振東部地震 | 平成30年9月6日     | 7    | 6.7      | 約6.8万戸   | 34日（家屋等損壊地域除く）     |

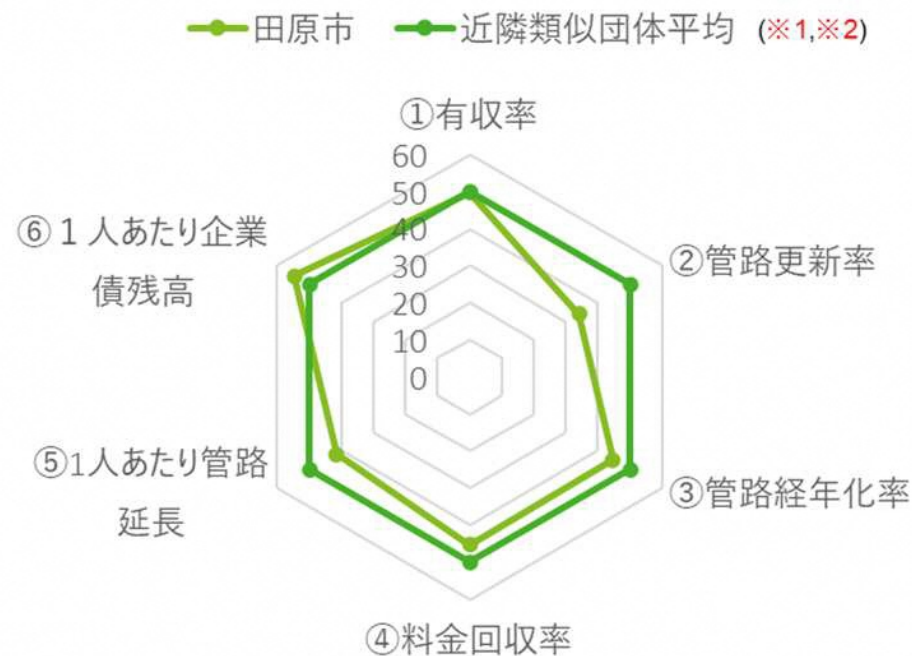
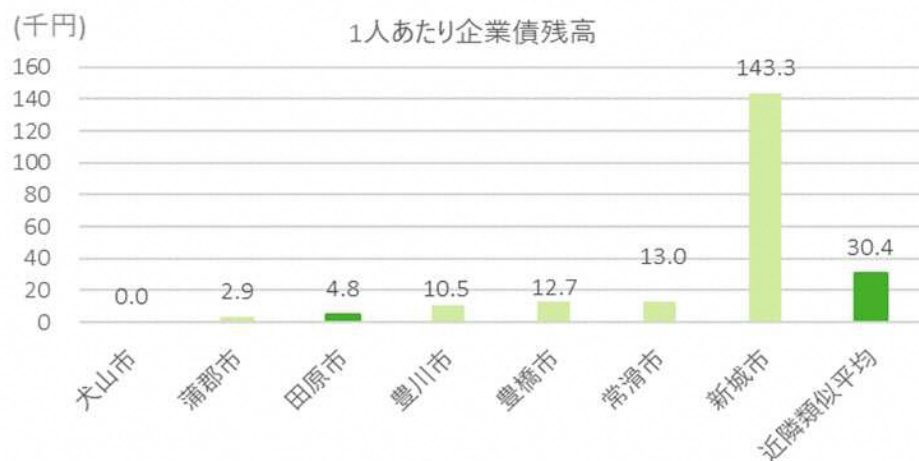
（出典：厚労省HP）

# 事業で必要な経費を料金収入で賄えていない状態です

## 【令和2年度決算】近隣団体・類似団体と比較した経営状況

・料金回収率（事業経費に対する料金の比率）が100%を下回っているため、事業に必要な費用を料金収入で賄えていません。他団体と比較しても料金回収率が低く、改善が必要な状態です。

・1人あたり企業債残高は4.8千円と低い値を示しています。



- 1) 比較団体平均を偏差値50として表示しています。  
2) 近隣団体は、蒲郡市、新城市、豊橋市、豊川市、類似団体は、常滑市、犬山市です。

(出典：令和2年度公営企業年鑑より作成)

## 固定資産の改築・更新に係る財源の種類・バランスが課題となります

### 財務面の課題

- 料金収入が減少しています。
- 給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標である「料金回収率」が100%を下回っている状態が続いており、有収率の向上や維持管理費の見直しによる費用削減には限界があるため、財源の確保が必要です。
- 改築・更新費用について、今後も企業債を発行（借入）するのか、料金収入で賄うのか、将来世代の負担を踏まえた財源のバランスの検討が必要です。
- 改築・更新に多額の投資が見込まれますが、非常事態の際に機動的に対応できるように、事業運営を踏まえた資金繰りが必要です。

# 将来の財政負担を踏まえた投資計画と将来世代の負担を考慮した財源の検討、財政計画を策定したうえで、適正な料金を検討します

## 課題の解決に向けて

### 投資

○ 昭和50年代に集中的に整備した固定資産の更新に多額の費用がかかるため、重要管路の優先的な更新など、資産管理（ストックマネジメント）による投資の平準化を図りながら、効率的な投資を行います。

### 財務

○ 人口減少により水需要が減少する中で、安定した経営で持続的な水道サービスを提供できるように、更新需要に備えた財源の確保について検討します。  
○ 財源は、利用者負担の公平性の観点から、企業債の発行【将来世代が負担】と料金改定【現役世代が負担】のバランスを十分に考慮し、中長期的な視点で適正な水道料金のあり方を検討します。

## **2 . 下水道事業の概要**

# 下水道の役割は、 浸水の防除、 生活環境の改善、 公共用水域の水質改善の3つです

## 下水道の役割

・下水道は私たちの生活を支える重要な社会インフラとして整備されています。

### 下水道の役割

#### 浸水の防除



市街地に降った雨を、ポンプで川に排水して街が浸水するのを防いでいます。

#### 生活環境の改善



昔は生活排水が水路や側溝などに排出されていましたが、下水道の普及により、街なかの衛生環境が改善されています。

#### 公共用水域の水質改善

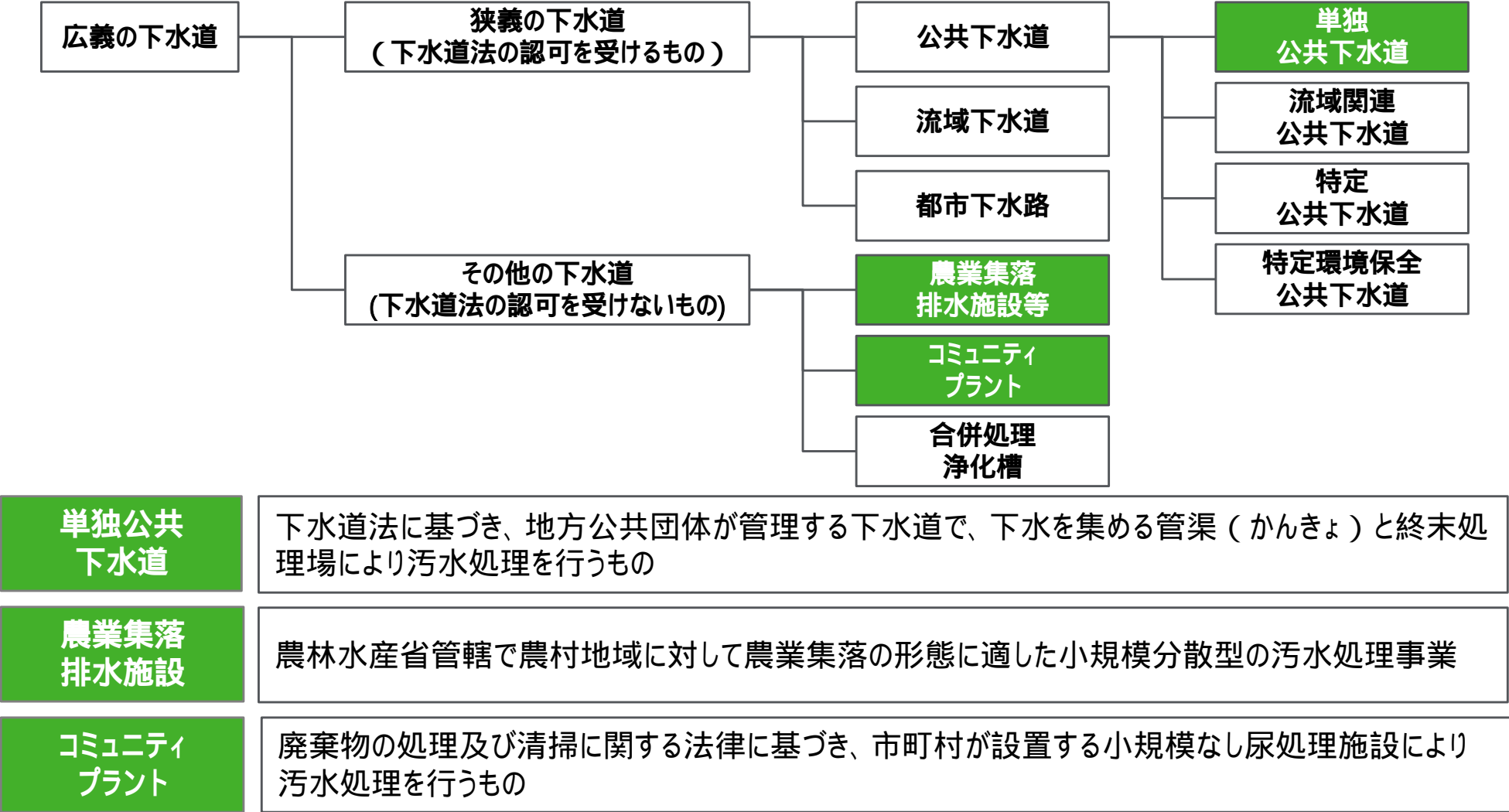


下水処理場に汚水を集め、水中の汚れを取り除いて放流することで、川や海の水質を守ることに貢献しています。

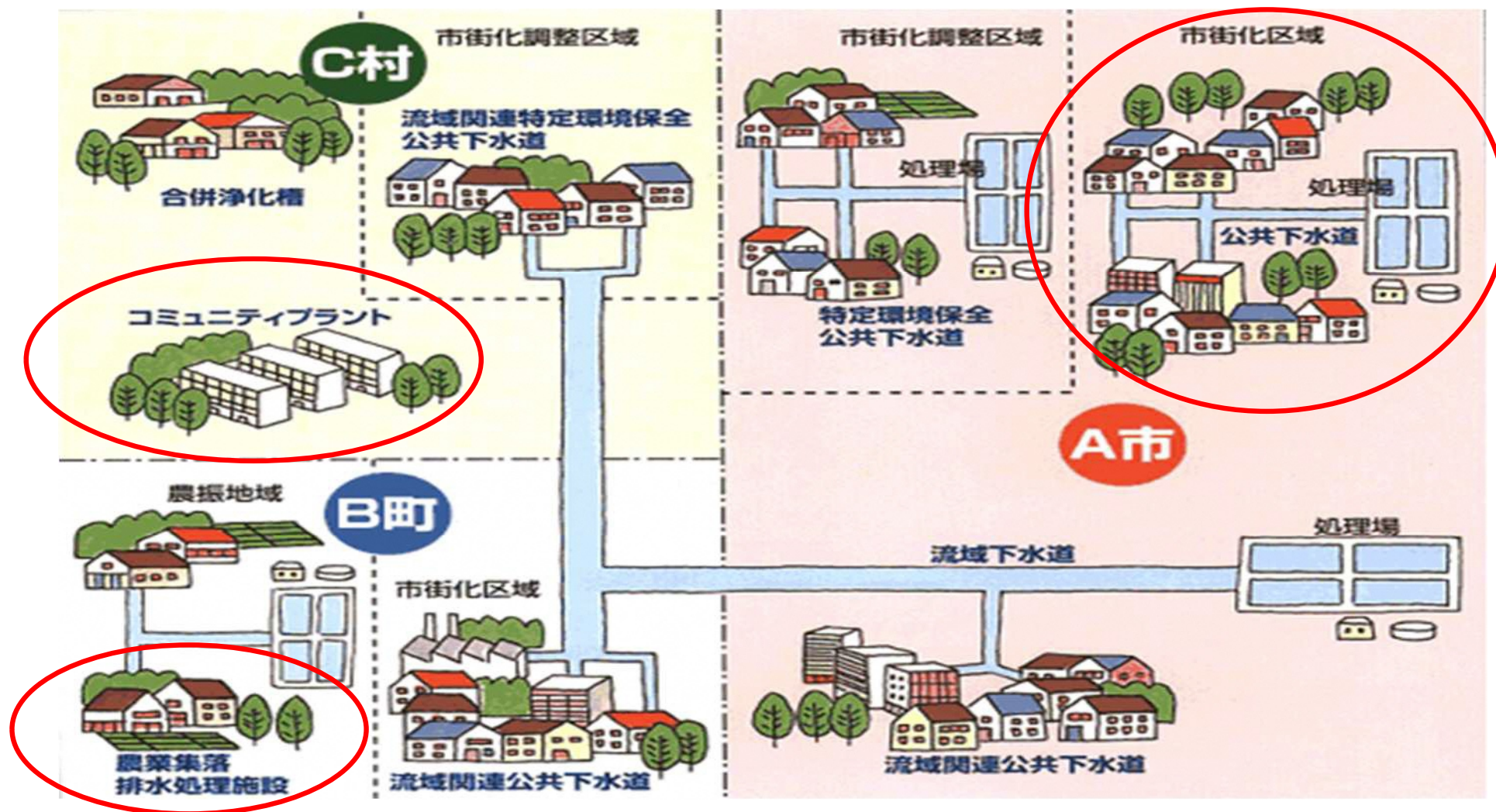
# 公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラントの3種類の下水道を整備しています

## 下水道の種類

・下水道は規模や処理区域などによりいくつかの種類に分類されています。



## (参考) 下水道の種類

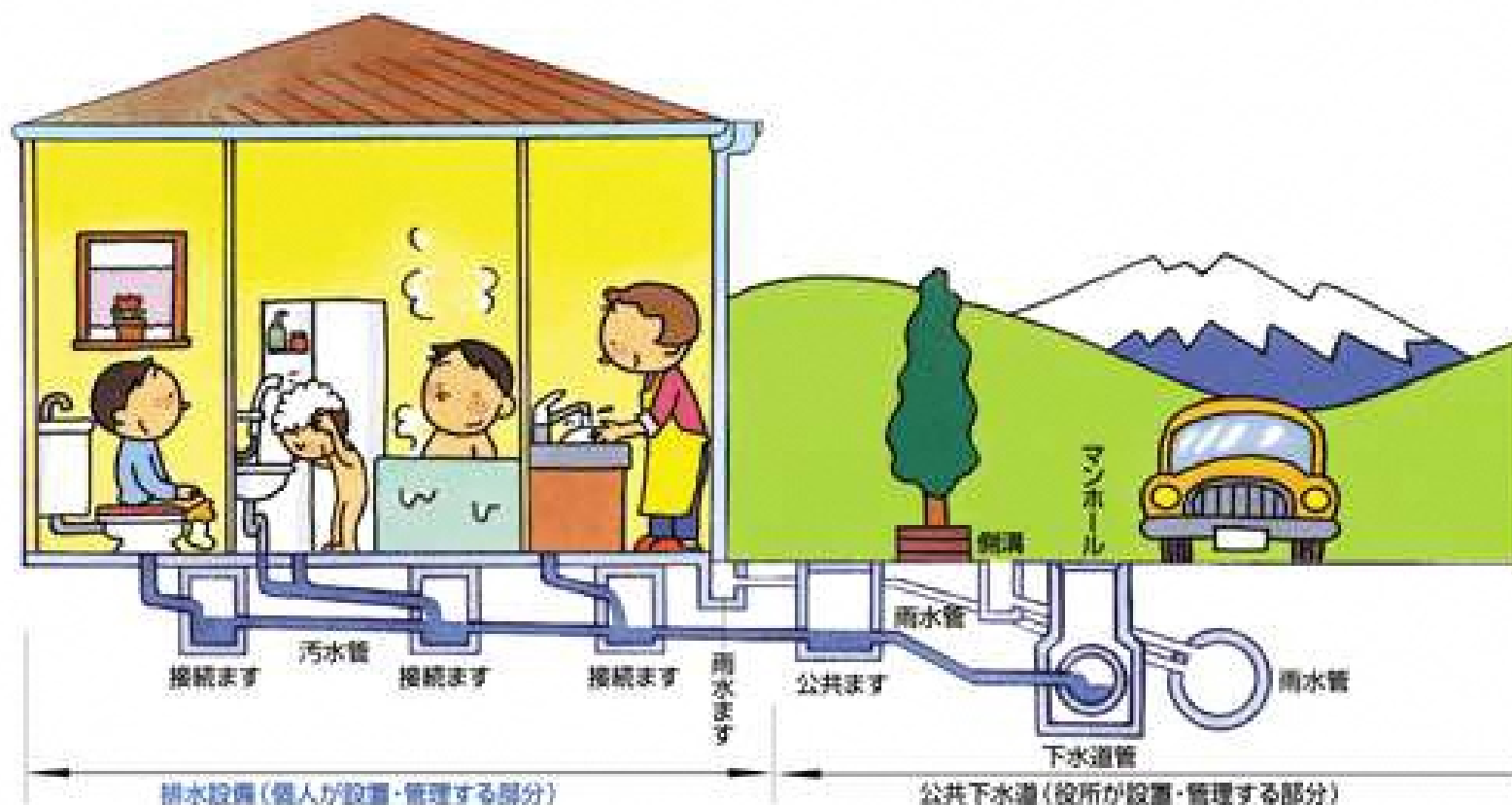


(出典：国交省HP)

# 田原市では、汚水と雨水を別々に集めて処理する「分流式」を採用しています

## 公共下水道事業の概要と沿革（1/2）

- ・下水の排除方式には「分流式」と「合流式」があり、田原市では「分流式」を採用しています。



（出典：田原市HP）

# 公共下水道事業は3つの終末処理場で約3万人の汚水処理を行っています

## 公共下水道事業の概要と沿革（2/2）

- ・平成3年に公共下水道が供用開始され、約3万人の汚水を処理しています。
- ・汚水処理は、田原浄化センター、赤羽根浄化センター、渥美浄化センターの3つの終末処理場で行っています。
- ・市街地の雨水排水のため、東部ポンプ場、中部ポンプ場、東大浜ポンプ場、天神ポンプ場の4か所で浸水防除を行っています。
- ・平成20年からは、下水道施設の統廃合を進め、やぐま台、滝頭、片浜、浦、波瀬、吉胡地区の汚水処理場を廃止しました。

| 施 設       | 名 称       | 供用開始年月                 | 経過年数       | 計画汚水量<br>日最大（m <sup>3</sup> /日） |
|-----------|-----------|------------------------|------------|---------------------------------|
| 公共下水道処理施設 | 田原浄化センター  | 平成 3 年 4 月             | 31年        | 19,400                          |
|           | 赤羽根浄化センター | 平成15年 4 月              | 19年        | 1,510                           |
|           | 渥美浄化センター  | 平成15年 4 月              | 19年        | 4,030                           |
| 雨水排水施設    | 東部ポンプ場    | A 棟 昭和57年<br>B 棟 平成13年 | 40年<br>20年 | －                               |
|           | 中部ポンプ場    | 昭和63年                  | 34年        | －                               |
|           | 東大浜ポンプ場   | 昭和51年                  | 46年        | －                               |
|           | 天神ポンプ場    | 昭和61年                  | 36年        | －                               |

（出典：経営戦略より抜粋、一部加筆）

# 公共下水道の処理区域と施設の所在地は以下のとおりです

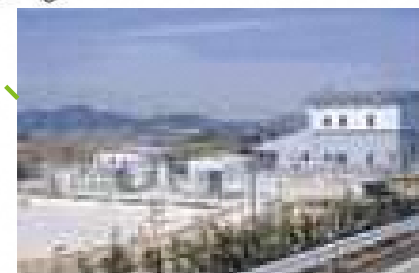
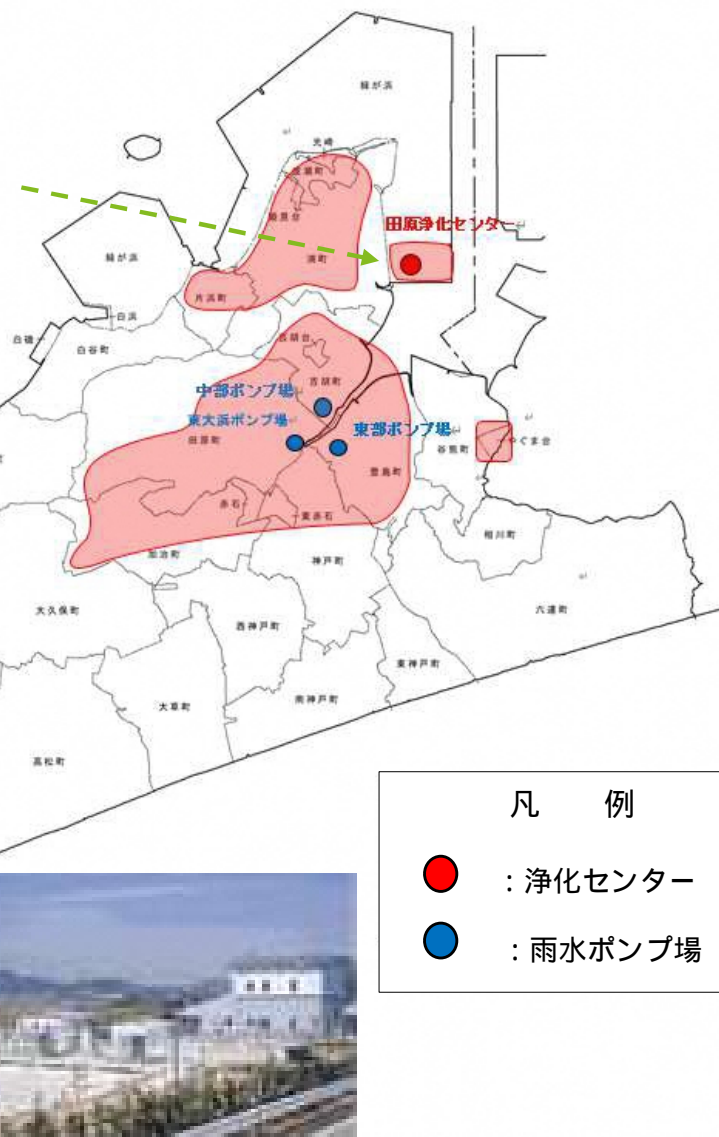
## 処理区域の状況



渥美浄化センター



田原浄化センター

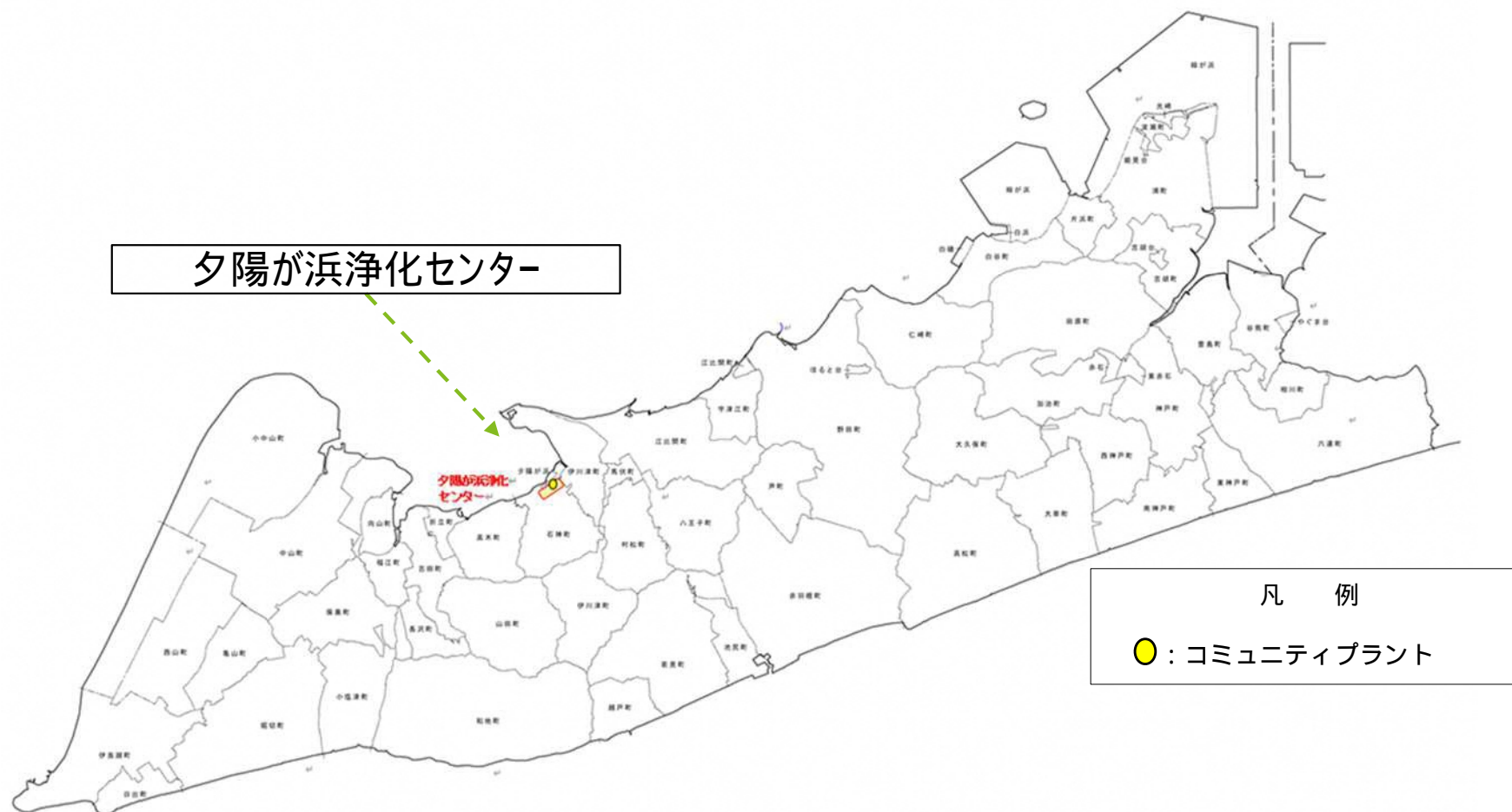


赤羽根浄化センター

# コミュニティプラント事業の概要と所在地は以下のとおりです

## コミュニティプラント事業の概要と沿革

- ・平成11年1月に供用開始した夕陽が浜浄化センターがこれにあたり、約300人の汚水処理を行っています。



# 農業集落排水事業は、農村地域内の下水を処理します

## 農業集落排水事業の概要と沿革（1/2）

- ・農業集落など、市街地と比べて人口が少ない地域では、農業集落排水施設を整備し、地域住民の生活雑排水等の処理を行っています。
- ・汚泥を農地還元することにより、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献しています。



（出典：農林水産省HP）

# 農業集落排水施設の8割以上が供用開始から20年以上経過しています

## 農業集落排水事業の概要と沿革（2/2）

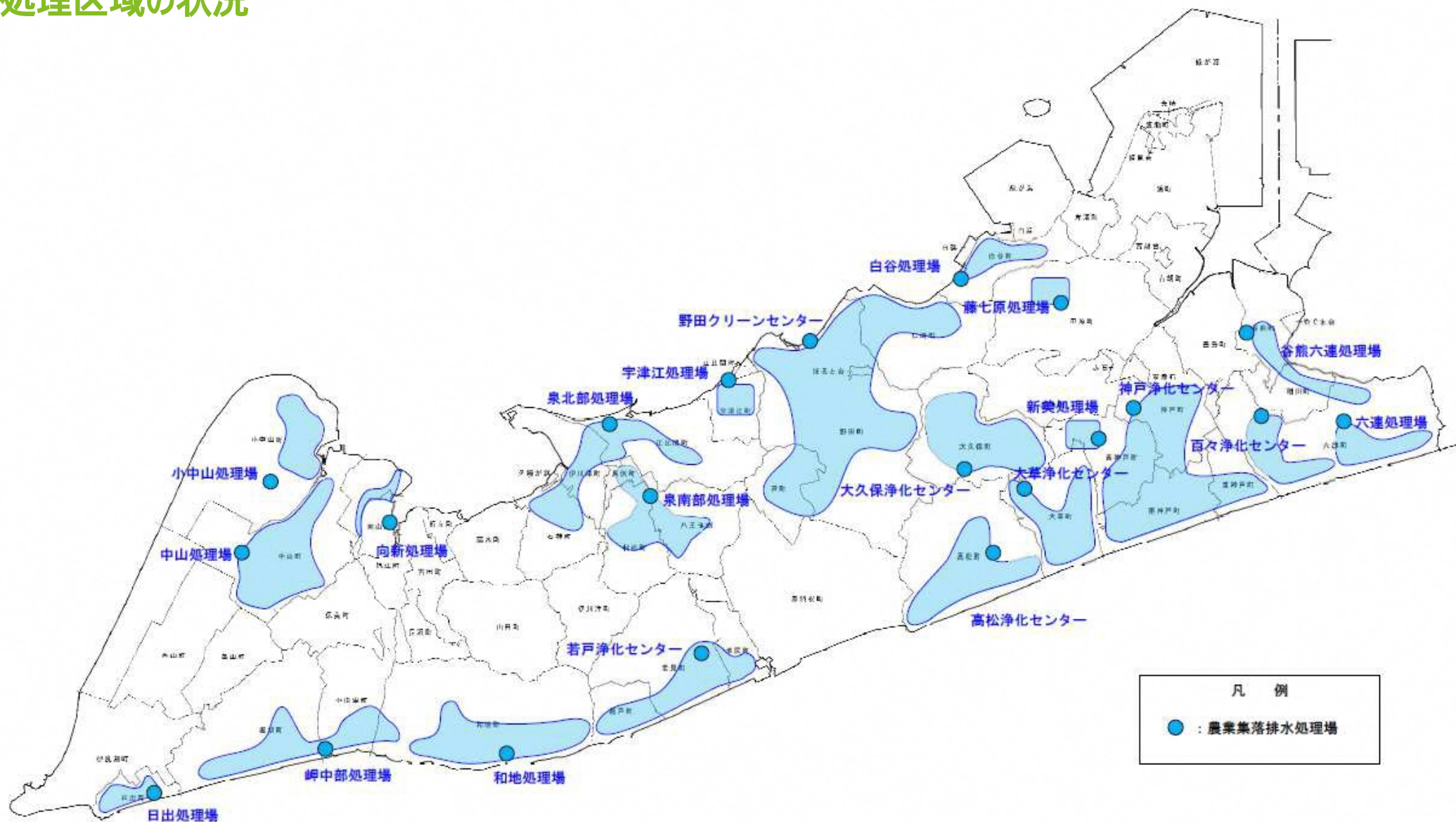
- ・田原市では市内21か所の施設で約2万2千人の汚水処理をしています。
- ・最も古い六連汚水処理場で、供用開始から43年が経過しています。

| 名 称        | 供用開始年月     | 経過年数 | 計画汚水量<br>日最大（m <sup>3</sup> /日） |
|------------|------------|------|---------------------------------|
| 六連汚水処理場    | 昭和54年10月   | 43年  | 359                             |
| 白谷汚水処理場    | 昭和59年 5 月  | 38年  | 132                             |
| 谷熊六連汚水処理場  | 昭和62年 5 月  | 35年  | 274                             |
| 新美汚水処理場    | 平成 2 年 7 月 | 32年  | 83                              |
| 野田クリーンセンター | 平成 6 年 6 月 | 28年  | 1,587                           |
| 藤七原汚水処理場   | 平成 7 年 6 月 | 27年  | 185                             |
| 大久保浄化センター  | 平成 9 年 6 月 | 25年  | 759                             |
| 神戸浄化センター   | 平成 9 年 6 月 | 25年  | 987                             |
| 大草浄化センター   | 平成11年 4 月  | 23年  | 482                             |
| 百々浄化センター   | 平成12年 6 月  | 22年  | 228                             |
| 高松浄化センター   | 平成 9 年 4 月 | 25年  | 756                             |
| 若戸浄化センター   | 平成12年 4 月  | 22年  | 875                             |
| 日出集落排水処理場  | 昭和57年 9 月  | 40年  | 129                             |
| 宇津江集落排水処理場 | 平成 7 年 4 月 | 27年  | 145                             |
| 和地集落排水処理場  | 平成10年 6 月  | 24年  | 535                             |
| 泉南部集落排水処理場 | 平成12年 4 月  | 22年  | 399                             |
| 向新集落排水処理場  | 平成15年 4 月  | 19年  | 244                             |
| 小中山集落排水処理場 | 平成18年 4 月  | 16年  | 960                             |
| 岬中部集落排水処理場 | 平成19年 4 月  | 15年  | 917                             |
| 泉北部集落排水処理場 | 平成25年 4 月  | 9年   | 927                             |
| 中山集落排水処理場  | 平成28年 4 月  | 6年   | 759                             |

（出典：経営戦略より抜粋、一部加工）

# 農業集落排水事業の処理区域と施設の所在地は以下のとおりです

## 処理区域の状況



# 人口減少により、事業全体の水洗化人口は減少傾向にあります

## 普及率と水洗化人口、水洗化率の推移

- ・下水道普及率は令和3年度に95.5%となりました。
- ・水洗化人口（下水道の利用者）は令和元年度以降、人口減少の影響を受けて減少しています（令和3年度：51,494人）。
- ・水洗化率（下水道利用者の割合）が上昇していますが、計算式の（分母）汚水処理人口と（分子）水洗化人口のいずれも減少していることが一つの要因です（令和3年度：91.3%）。

人口と普及率の推移



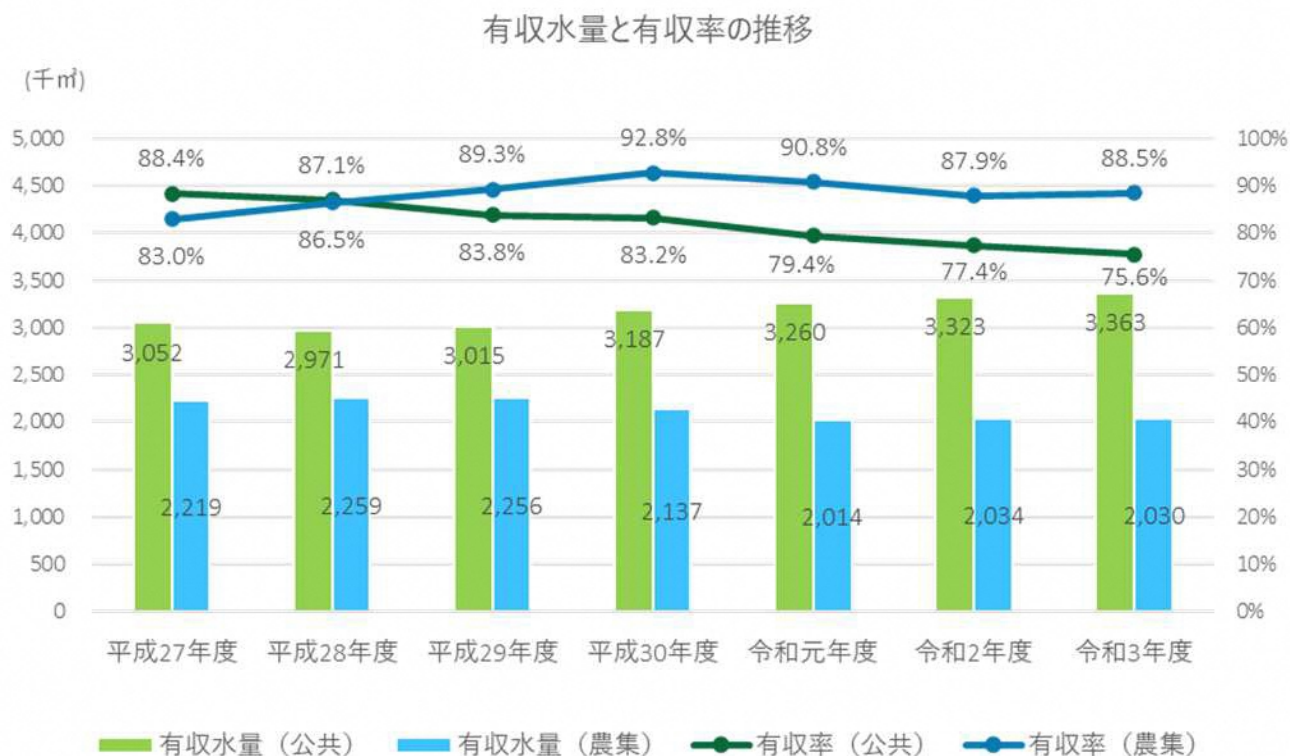
水洗化人口と水洗化率の推移



# 有収水量は増加していますが、有収率は低下しています

## 有収水量と有収率の推移

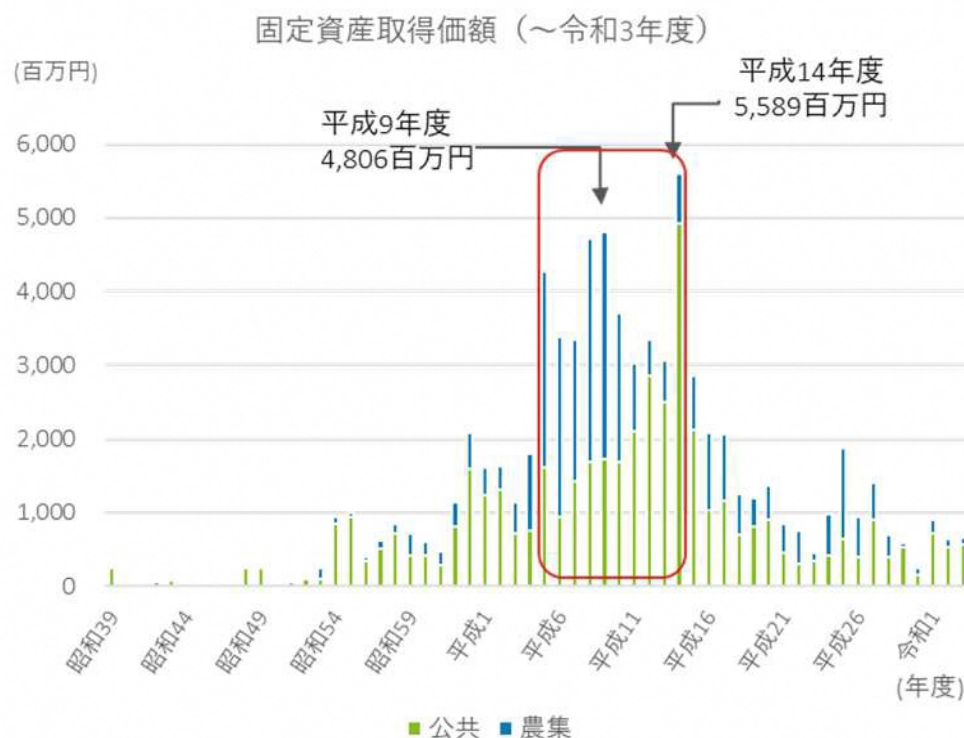
- ・公共下水道事業の有収水量は、増加傾向にあります。これは、管路の経年劣化等により不明水（処理場で処理しても使用料を得られない汚水）が増加している可能性を示唆しています。
- ・農業集落排水事業においても、公共下水道事業ほどではないですが、有収率の低下傾向がみられます。



# 固定資産の改築更新費用が増大する時代を迎えます

## 固定資産取得価額と耐用年数が到来する固定資産の推移

- ・平成5年度～平成15年度にかけて、毎年度30億円を超える整備を実施してきました。
- ・今後は設備の更新時期に備えて、投資の平準化、財源の確保が必要です。特に令和25年度～令和34年度にかけては、管路が耐用年数を経過するため、その更新に備えて十分な財源を準備する必要があります。
- ・整備時点の取得額の積算であり、更新時は物価や人件費単価の上昇、技術革新による工事費の増加により、工事単価の増加が見込まれます。



（出典：固定資産台帳より作成）

## 将来的に改築・更新投資の財源の確保、平準化が必要です

### 投資面の課題

- 人口の減少によって、下水道の利用者数（水洗化人口）が減少していることに加えて、汚水を処理した水量のうち使用料として請求できない水量（不明水）が増加しています。そのため、経営効率化のためにも不明水への対策を行い、汚水の処理量に対する使用料の割合（有収率）を改善していく必要があります。
- 水道事業と比較して、下水道事業は管路の工事費用が高額となるため、令和25年度以降の改築・更新時期よりも早期に、資産管理（ストックマネジメント）計画による更新投資の順位付け、及び投資の平準化を検討する必要があります。

# 使用料以外で維持管理に係る必要経費を賄っています

## 経費回収率の推移

- ・公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、経費回収率 は100%を下回っています。
- ・使用料の不足分の一部は、一般会計からの繰入金で賄っています。（R3決算：総務省 基準内 約4.1億円  
総務省 基準外 約4.6億円）
- ・使用料収入で汚水処理費（原価）を賄えていませんが、費用の削減による業務改善には限界があるため、適正な使用料収入の確保について検討する時期がきています。

経費回収率：使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。100%以上が望ましい。  

$$= \text{下水道使用料} \div (\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}) \times 100$$



# 企業債の償還のため年7-8億円の返済が続く見込みです

## 企業債の推移

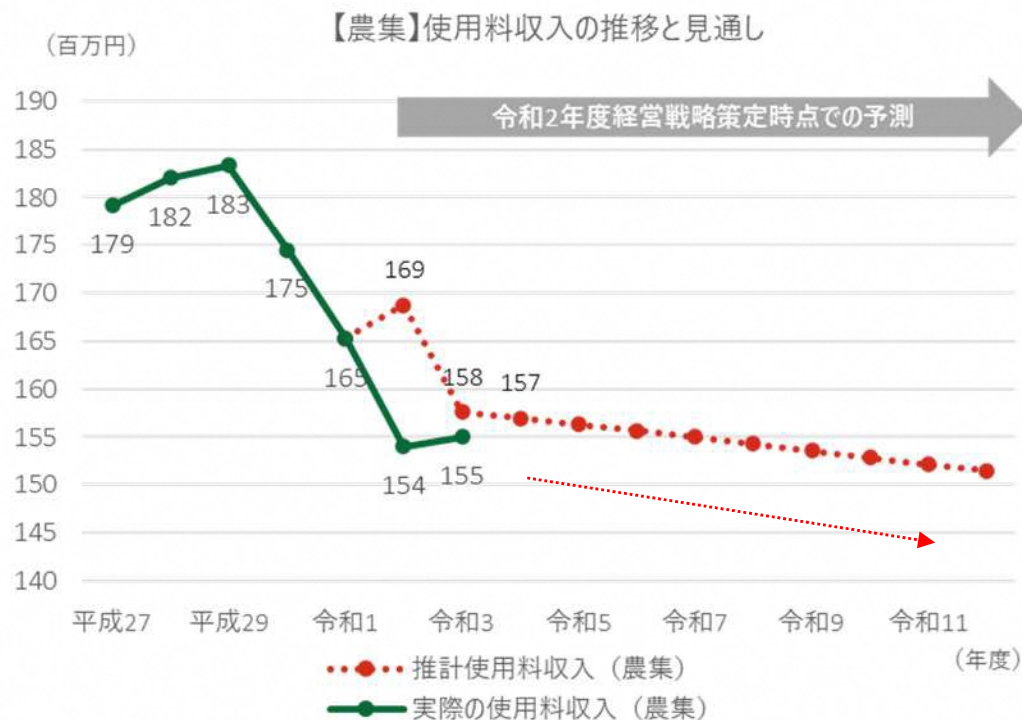
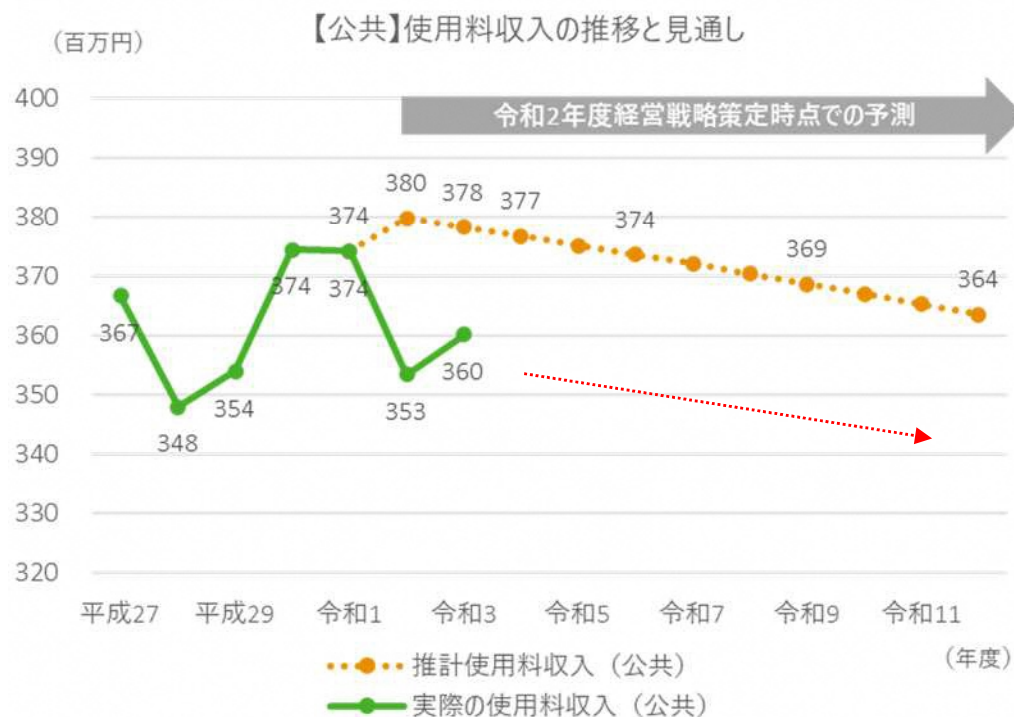
- ・企業債残高は、令和3年度末残高98億円、使用料収入のおよそ20倍となっています。
- ・過去の下水道整備の企業債の償還がピークを迎えており、令和12年度頃まで、年間7億円を超える元金の償還を見込んでいます。
- ・元金償還の財源の一部として一般会計から繰入金を受けています。



# 使用料収入は、推計値を下回って推移しています

## 使用料収入の推移と見通し

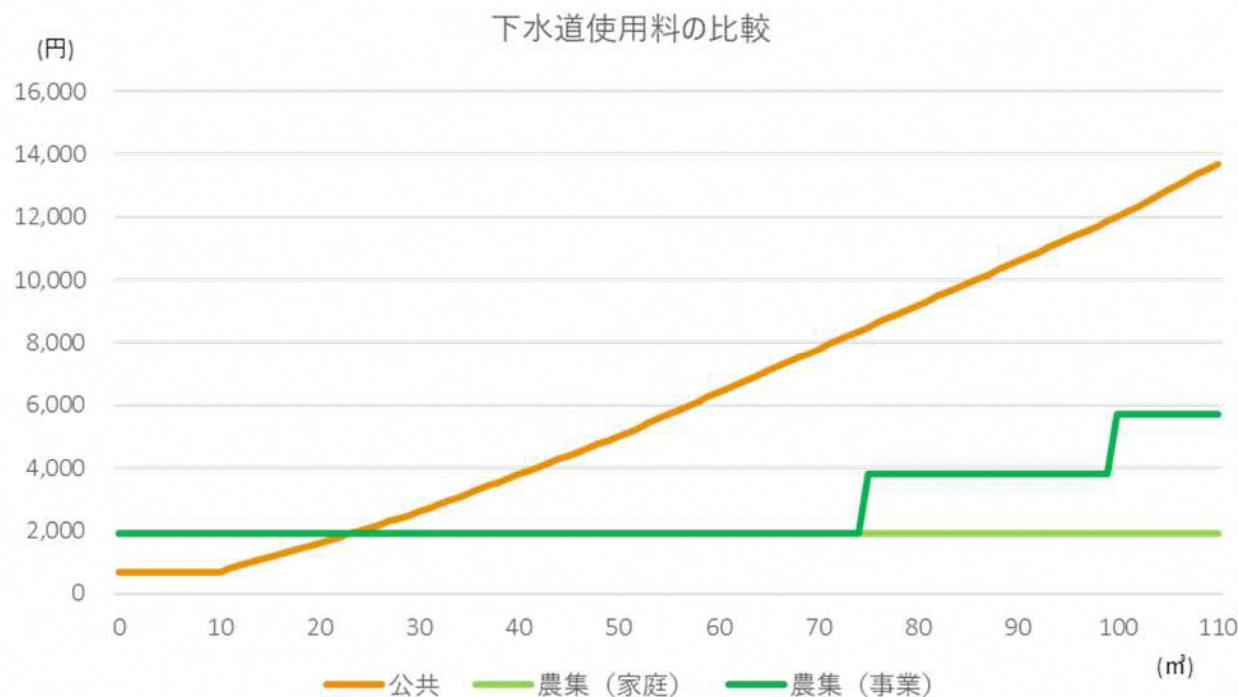
- ・人口の減少に伴って、使用料収入は年々減少していくことが見込まれます。
- ・令和2、3年度の使用料収入は、令和2年度経営戦略策定時の推計値よりも若干下回りました。



# 公共下水道と農業集落排水処理施設で使用料体系が異なります

## 田原市の下水道使用料の比較

- ・公共下水道の使用料は、基本使用料と従量単価を基準としています。
- ・農業集落排水処理施設の使用料は、一般家庭用は固定料金、事業所用は、排出量を基準とした使用料体系を採っています。



【公共：使用料（1か月）】（円）

| 排出量           | 料金     | 税込  | 税抜  |
|---------------|--------|-----|-----|
| 10m³まで        | 固定     | 770 | 700 |
| 10m³超-20m³まで  | 1m³につき | 99  | 90  |
| 21m³超-30m³まで  | 1m³につき | 110 | 100 |
| 31m³超-50m³まで  | 1m³につき | 132 | 120 |
| 51m³超-100m³まで | 1m³につき | 154 | 140 |
| 100m³超        | 1m³につき | 187 | 170 |

【農集：使用料（1か月）】（円）

| 区分   | 排出量            | 税込    | 税抜    |
|------|----------------|-------|-------|
| 一般家庭 | 1水栓            | 2,095 | 1,905 |
| 事業所  | 75m³未満         | 2,095 | 1,905 |
|      | 75m³以上-100m³未満 | 4,190 | 3,809 |
|      | 100m³以上        | 6,285 | 5,714 |

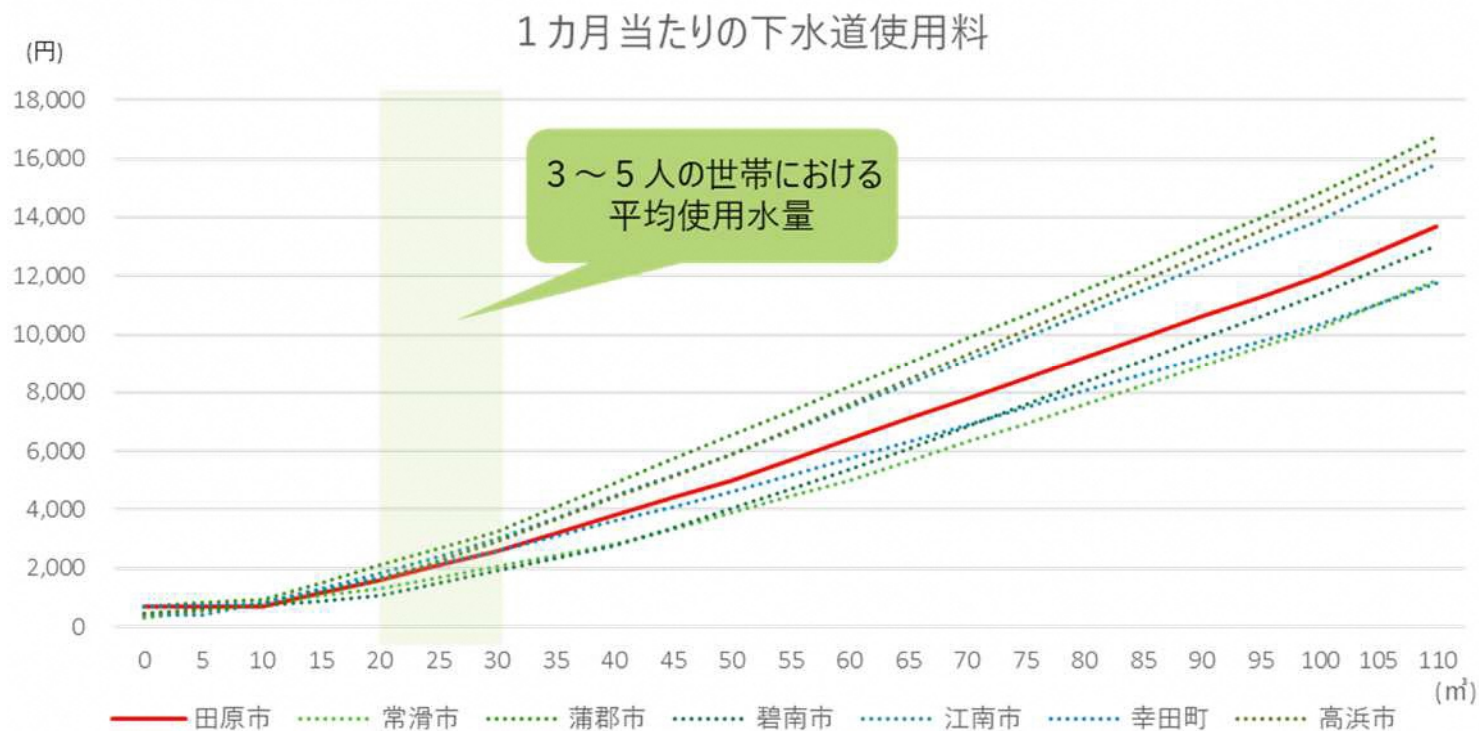
排出量は、前年度使用した水量を12で除した水量

（出典：田原市HP 使用料の算定より作成）

# 公共下水道事業はやや低めの使用料水準を示しています

## 類似団体等との使用料比較

・3-5人世帯の平均使用水量である20-30m<sup>3</sup>は平均的な水準ですが、排出量が増えるにつれて、やや低めの水準（逡増度）を示しています。



（出典：各自治体HP下水道使用料表より作成）

【近隣・類似団体別 料金比較 (税抜)】

| 団体名 | [20m <sup>3</sup> ] 料金 (円) |
|-----|----------------------------|
| 田原市 | 1,600円                     |
| 常滑市 | 1,300円                     |
| 蒲郡市 | 2,090円                     |
| 碧南市 | 1,050円                     |
| 江南市 | 1,800円                     |
| 幸田町 | 1,700円                     |
| 高浜市 | 1,600円                     |

| 団体名 | [30m <sup>3</sup> ] 料金 (円) |
|-----|----------------------------|
| 田原市 | 2,600円                     |
| 常滑市 | 2,050円                     |
| 蒲郡市 | 3,250円                     |
| 碧南市 | 1,900円                     |
| 江南市 | 3,000円                     |
| 幸田町 | 2,600円                     |
| 高浜市 | 2,900円                     |

# 農業集落排水事業は田原市のみ固定料金制を採用しています

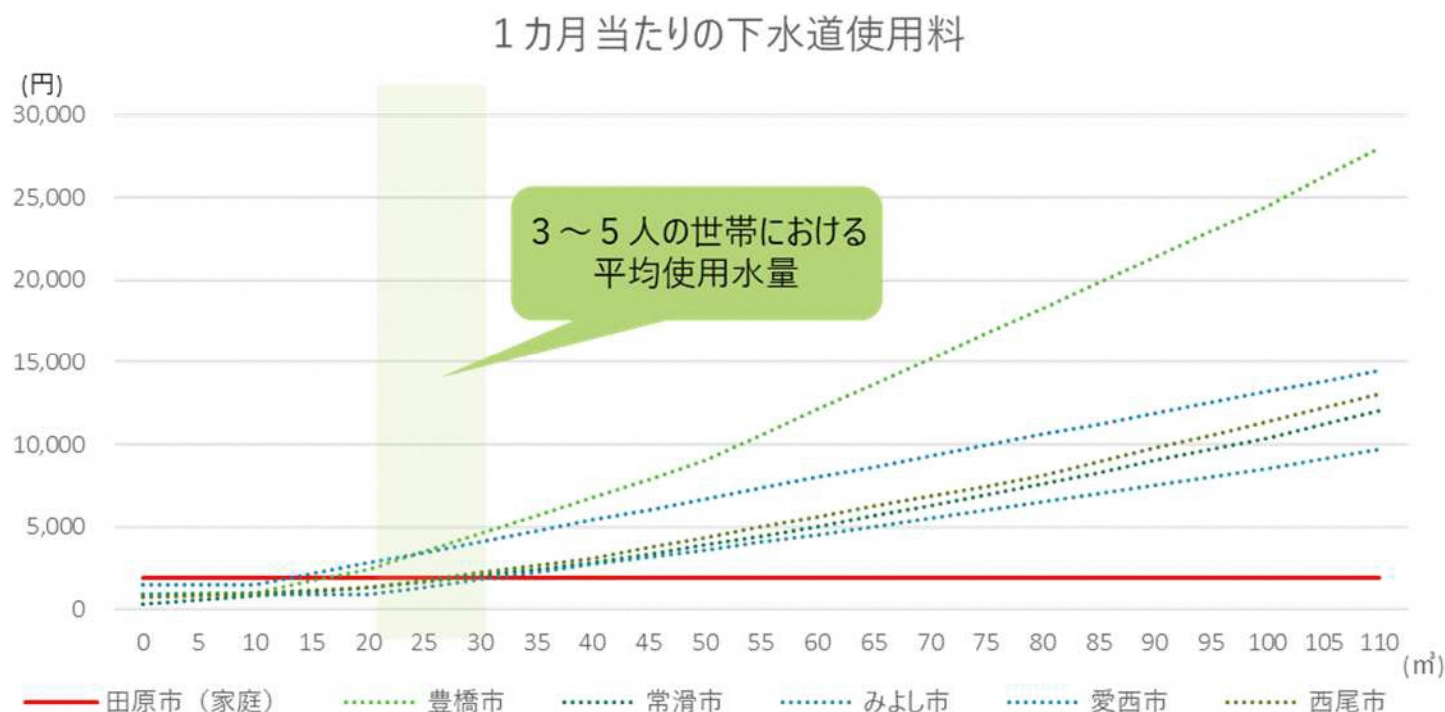
## 類似団体等との使用料比較

- ・類似団体等は（基本料金＋従量料金）の逦増制ですが、田原市は固定料金を採用しています。
- ・固定料金のため、排出量が少ない利用者ほど、料金が高くなります。

【近隣・類似団体別 料金比較（税抜）】

| 団体名  | 【20m <sup>3</sup> 】 料金（円） |
|------|---------------------------|
| 田原市  | 1,905円                    |
| 豊橋市  | 2,400円                    |
| 常滑市  | 1,300円                    |
| みよし市 | 900円                      |
| 愛西市  | 2,800円                    |
| 西尾市  | 1,300円                    |

| 団体名  | 【30m <sup>3</sup> 】 料金（円） |
|------|---------------------------|
| 田原市  | 1,905円                    |
| 豊橋市  | 4,600円                    |
| 常滑市  | 2,050円                    |
| みよし市 | 1,800円                    |
| 愛西市  | 4,100円                    |
| 西尾市  | 2,200円                    |



（注）豊川市は世帯人数毎の料金体系であるため、比較対象から除いています。

また、愛西市は3つの区域によって構成され、それぞれ料金設定が異なるため、最も接続人口の多い地区の使用料金を表示しています。

（出典：各自治体HP下水道使用料表より作成）

## 将来の更新に備えて、繰入金、企業債及び使用料の財源構成が課題となります

### 財政面の課題

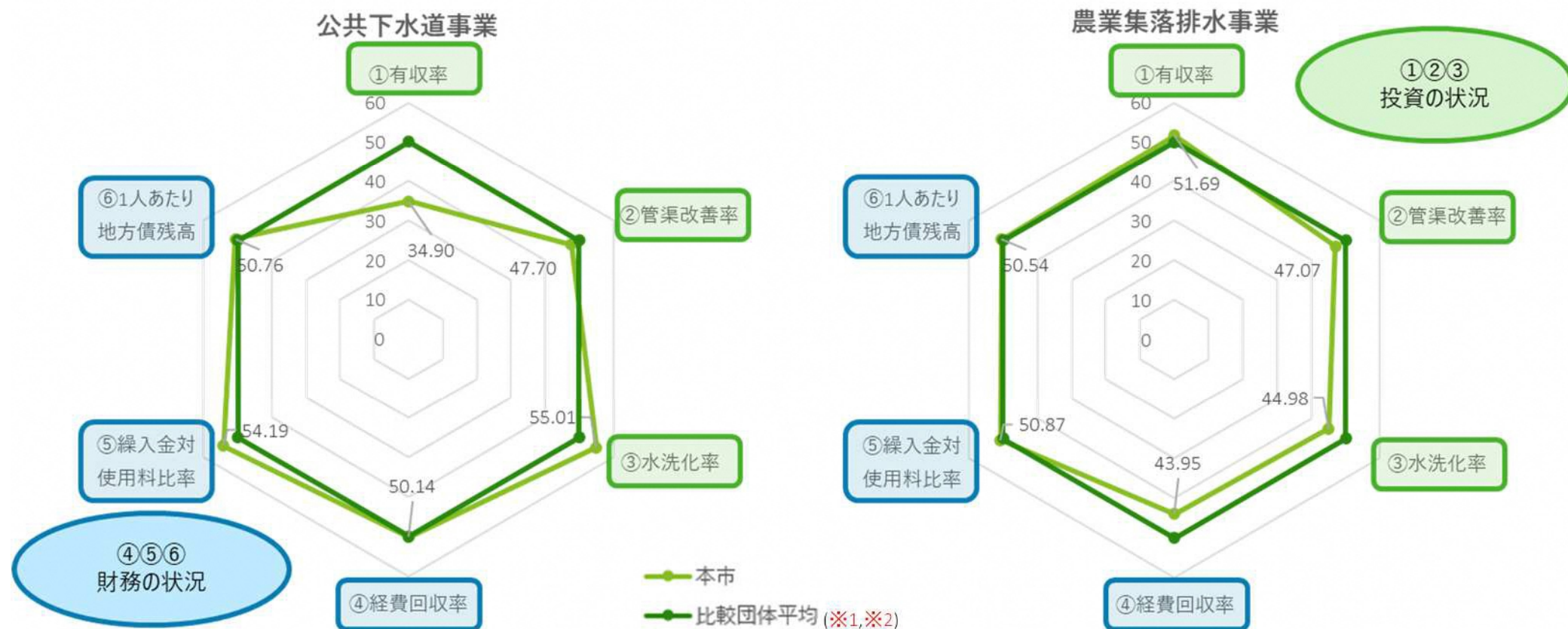
- 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標である「経費回収率」が100%を下回っており、事業費の一部を一般会計繰入金で賄っています。
- 経営戦略の推計値を超えるペースで人口が減少しており、将来的には使用料収入も減少することを見込んでいます。
- 農業集落排水事業は、固定料金を採用しているため、排出量に対して、従量制を採用する公共下水道事業の利用者と使用料の負担額が異なります。

# 類似団体等との比較では、事業により異なった特徴を示しています

## 【令和2年度決算】類似団体等と比較した経営状況

・公共下水道事業は、「財務面」では比較団体平均と大きな差異はありませんが、「投資面」では水洗化は進んでいるものの、有収率（料金を得られた水量の割合）が低いという特徴を示しています。

・農業集落排水事業は、「財務面」の経費回収率が大きく下回っています。



( 1 ) 比較団体平均を偏差値50として表示しています。

( 2 ) 公共下水道事業比較団体・・・常滑市、蒲郡市、碧南市、江南市、幸田町、高浜市  
農業集落排水事業比較団体・・・常滑市、豊橋市、豊川市、みよし市、愛西市、西尾市

( 出典：令和2年度公営企業年鑑より作成 )

# 将来の財政負担を踏まえた投資計画と将来世代の負担を考慮した財源の検討、財政計画を策定したうえで、適正な使用料を検討します

## 課題の解決に向けて

### 投資

- 有収率の改善を図り、段階的に污水处理費用を適切に使用料に反映することを検討します。
- 固定資産の改築・更新に対して資産管理（ストックマネジメント）を実施し、長期的な視点で効率的な更新を行います。

### 財務

- 下水道事業の中で、公共下水道事業と農業集落排水事業により使用料体系が異なるため、利用者負担の公平性の観点を踏まえつつ、使用料体系の見直しを検討します。
- 污水处理費用を使用料で賄う指標である「経費回収率」の向上、更新投資の財源を確保するため、企業債残高の推移を踏まえながら、将来の使用料改定の必要性について検討します。
- 使用料、企業債の財源構成に加えて、一般会計繰入金のあり方について検討します。